

目 次

教育長訓令

○北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令……………	1
---------------------------------	---

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第 7 号

庁 中 一 般

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成31年 4 月 1 日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁職員服務規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を削り、第 5 条の 4 を第 6 条とし、第 5 条の 3 を第 5 条の 4 とし、第 5 条の 2 を第 5 条の 3 とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条の 2 所属長は、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年人事委員会規則13－42。以下「勤務時間等規則」という。）第 3 条の 2 第 1 項第 6 号ア又はイに該当する職員（以下この条において「障害を有する職員」という。）から次の各号に掲げる休憩時間に変更することについて申出があった場合には、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、当該障害を有する職員の休憩時間を当該各号に掲げる休憩時間に変更することができる。

(1) 第 4 条第 3 項の規定による休憩時間を次のいずれかに分割して置くこと。

ア 正午から午後 1 時までの時間帯に45分及び当該時間帯以外の勤務時間の時間帯に15分

イ 正午から午後 1 時までの時間帯に30分及び当該時間帯以外の勤務時間の時間帯に30分

(2) 第 4 条第 3 項の規定による休憩時間を休憩に必要と認められる時間を超えない範囲内で延長すること。

(3) 第 4 条第 3 項の規定による休憩時間（第 1 号の規定により分割して置く場合を含む。）に加え、当該休憩時間以外の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に30分又は15分の休憩時間を置くこと。

2 前項（第 1 号に係る部分を除く。）の規定により当該障害を有する職員の休憩時間を変更する場合は、所属長は、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、始業の時刻は午前 7 時以後に、終業の時刻は午後 6 時30分以前に設定するものとする。

3 第 1 項の申出をした障害を有する職員は、障害を有する職員に該当しないこととなる事由が生じた場合には、遅滞なく、その旨を所属長に届け出なければならない。

4 所属長は、第 1 項の申出についてその事由を確認する必要があると認めるときは、当該障害を有する職員に対して、必要な証明書類の提出を求めることができる。

第 8 条第 1 項第 1 号中「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42。以下「勤務時間等規則」という。）」を「勤務時間等規則」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

